

大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町  
条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「  
| いじめ問題対策・調査委員会委員 | 日額 6,500 円 | 同上 |  
」

を

「  
いじめ問題対策・調査委員会委員	日額 20,000 円	同上
(弁護士)		
いじめ問題対策・調査委員会委員	日額 6,500 円	同上
(弁護士以外)		
」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄